

技能実習及び特定技能をめぐる入国制限措置・検疫措置の現状

(2021年10月21日時点 ※頻繁に更新がありますのでご注意ください)

国名	入国規制			検疫強化(水際上)				ワクチン接種証明書		
	上陸拒否	レジデンストラック等 査証発給停止	再入国	自宅等での14日間 待機 (翌日を 1日目カウント)	特に対応すべき変異株等 に対する指定国 (ベータ、ガンマ、ラムダ、ミュー株)			特に対応すべき変異株以外 に対する指定国 (デルタ株等)	要件を充足すれば、日本国 が有効と認め得る ワクチン接種証明書発行国 下記注1参照	日本国発行証明書の 該国検疫での有効性 (当該国入国時、51ヶ国・地域)
					検疫所宿泊施設での 待機期間 注2			検疫所宿泊施設での 待機期間 注2		
					3日	6日	10日	3日		
ベトナム	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○
中国	-	○	○	○	-	-	-	-	×	×
フィリピン	○	-	○	○	-	○	-	-	×	×
インドネシア	○	-	○	○	-	-	-	○	○	○
ミャンマー	○	-	○	○	-	-	-	-	×	×
タイ	○	-	○	○	-	-	-	-	○	○
カンボジア	○	-	○	○	-	-	-	-	×	×
バングラデシュ	○	-	○	○	-	-	-	○	×	×
ネパール	○	-	○	○	-	-	-	-	×	×
モンゴル	○	-	○	○	-	-	-	-	×	×
ウズベキスタン	○	-	○	○	-	-	-	○	×	×
インド	○	-	○	○	-	-	-	○	×	×
スリランカ	○	-	○	○	-	-	-	○	○	○
ラオス	-	○	○	○	-	-	-	-	×	×
パキスタン	○	-	○	○	-	-	-	○	×	×
キルギス	○	-	○	○	-	-	-	-	×	×
ブータン	○	-	○	○	-	-	-	-	×	×
ペルー	○	-	○	○	-	○	-	-	×	×

◎本表は一覧性を重視し便宜的に作成したもので、各規制には細かな条件、規制が課されております。詳細は省庁通達等を参照もしくはご照会は国際部まで

注1

○印を付した国の政府等公的な機関で発行された証明書で以下を満たすもの

- 1) 右の事項が日本語または英語で示されていること ・氏名、生年月日、ワクチン名またはメーカー、接種日、接種回数
- 2) 下記のいずれかのワクチンを2回以上接種し日本入国時点で2回目の接種から14日以上経過していること
 - ①コナチン筋注/ファイザー ②パキスゼブリア筋注/アストラゼネカ(含コビシールド) ③COVID-19ワクチンモデルナ筋注/モデルナ
 ⇒上記接種証明書を所持している場合、自宅等での待機(14日間)期間の短縮、上記検疫所宿泊施設での3日間対象国の検疫所宿泊の免除等の恩恵措置がある

注2

日本入国後、到着空港から検疫所宿泊施設への往復交通費、宿泊代は政府負担(監理団体の出迎は検疫所宿泊施設での待機終了、PCR検査陰性確認後到着空港にて実施)